

都市計画道路 大阪河内長野線事業(八下地区)

都市計画道路は、都市計画法に定められた都市施設の一つであり、交通機能をはじめ、防災空間やライフラインの収容空間としての機能を有し、まちの骨格となる道路です。

本未整備区間は、慢性的な渋滞が発生し、かつ十分な歩行者空間が確保されていない。このことから本区間の整備により、渋滞の緩和を図ることができ、かつ歩道設置に伴い交通環境の改善が図れるなどの事業効果が早期に発現します。

● 事業による効果

道路拡幅し、交通容量を拡大
短区間整備により、事業効果を早期に発現



- 野遠石原町交差点における渋滞の緩和と安全な歩行空間の確保による道路交通環境の改善
- 緊急車両の通行、災害時の避難路、延焼遮断機能の強化など防災性の向上。



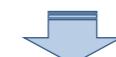
まちの魅力と活力の向上
市街地の防災・減災機能の強化

● 事業概要

事業区間 東区八下地内
事業延長 0.22 km
道路幅員 35m

● 事業スケジュール

～平成28年度
• 道路予備設計・測量業務の実施
• 事業認可取得



平成29年度の予定：早期事業完了に向け、用地買収を推進

